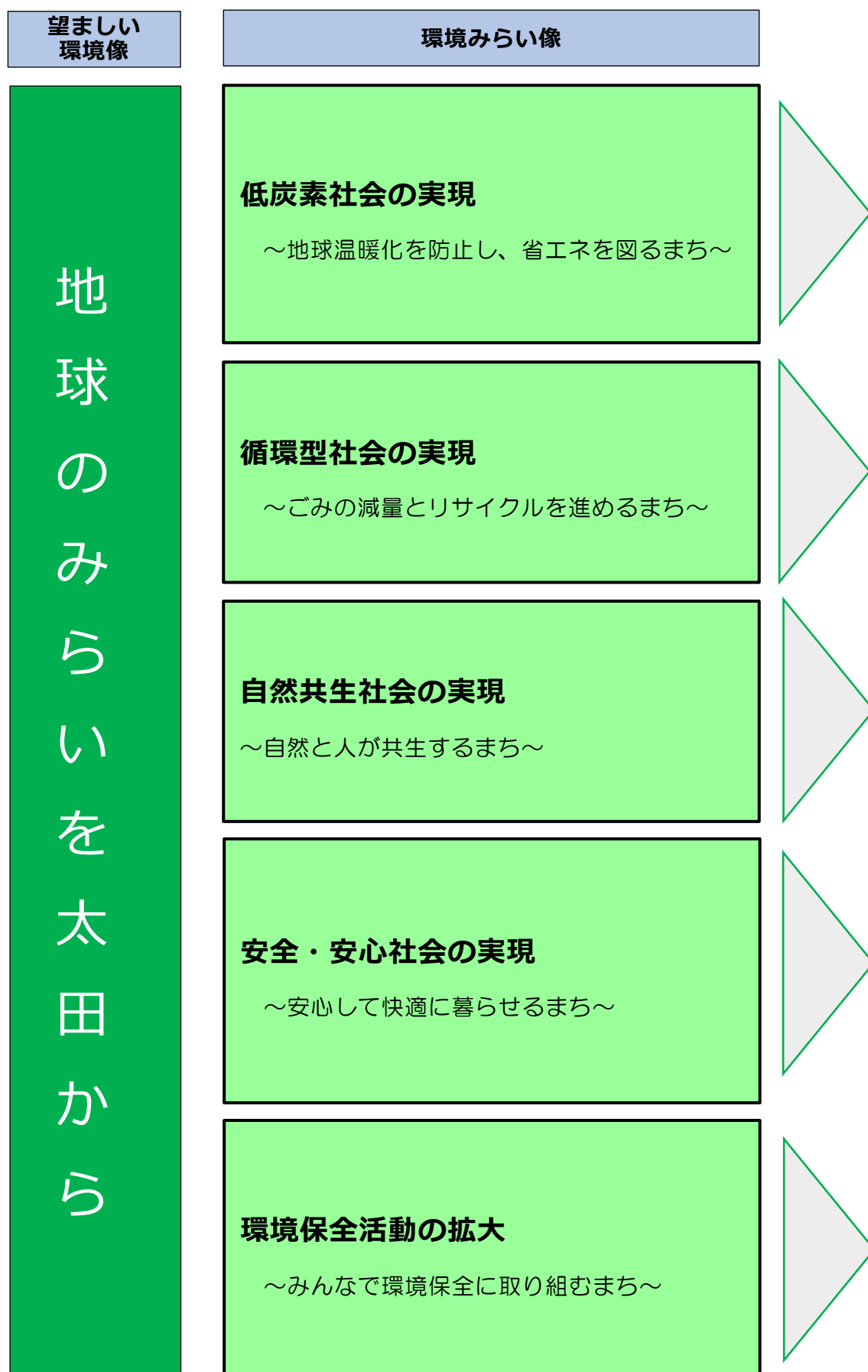


第4章 環境施策

第1節 環境施策の体系



環境施策の柱	取り組み方針
省エネルギー化の促進	・ 家庭の省エネルギー化の促進 ・ 事業者の省エネルギー化の促進 ・ 公共施設の省エネルギー化の推進
再生可能エネルギーの導入	・ 再生可能エネルギーの導入促進
まちの低炭素化の推進	・ 省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の促進 ・ 公共交通、自転車利用の促進
4Rの推進	・ ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 ・ 分別排出、収集の徹底 ・ 資源化推進のための仕組みづくり
適正処理の推進	・ 広域化によるごみ処理体制の確立
生物多様性の保全	・ 動植物の生息、生育環境の保全 ・ 動植物とふれあえる空間の創造
みどり・水辺の保全	・ 緑地の保全、創出 ・ 湧水地、水辺の保全、整備 ・ 公園の整備 ・ 農地の保全、活用
公害防止対策の推進	・ 公害防止対策の推進 ・ 監視、測定体制の充実
快適なまちなみの形成	・ 環境美化の推進 ・ まちなみ景観の向上
気候変動適応策の推進	・ 豪雨対策の推進 ・ 熱中症対策の推進
環境教育・環境学習の推進	・ 学校における環境教育の推進 ・ 地域における環境学習機会の充実
環境に配慮した行動の実践	・ エコライフ実践に向けた普及、啓発 ・ 環境活動情報の共有
協働による環境活動の推進	・ 環境ボランティア、環境リーダーの育成 ・ 環境に配慮した活動への支援 ・ 協働による環境活動、イベントの充実

第2節 環境みらい像別の方針、取り組み

環境
みらい像

低炭素社会の実現
～地球温暖化を防止し、省エネを図るまち～

施策展開の方向性

私たちの社会経済活動は、自然界から化石燃料や農林水産資源を取り入れ、これらの使用と廃棄を繰り返すことで成り立っています。近年の私たちの生活や社会経済活動は、豊かさや利便性を追求するあまり、資源の枯渇、生物種の絶滅、様々な不要物の蓄積の増大、温室効果ガスの排出など地球全体に負荷をかけてきました。

特に化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出は、地球上の気温が上昇する地球温暖化を招いています。

今世紀に入って以降、地球温暖化が原因ではないかと考えられる局地的な豪雨や夏の猛暑等を引き起こすなどの悪影響が表れており、今後数十年間は、最善の温室効果ガス排出抑制の努力を行ったとしても、ある程度の地球温暖化の影響は避けることができないといわれています。

このため、本市で暮らし活動する人びとが、積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を展開し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。

環境みらい像の達成目標

項 目	目標値 (平成 38 年度)	現状値 (平成 27 年度)
市域の温室効果ガス排出量	222 万 t-CO ₂	260 万 t-CO ₂ (平成 25 年度)
市の事務事業からの温室効果ガス排出量	25,111t-CO ₂ (平成 33 年度)	32,401 t-CO ₂ (平成 25 年度)
住宅用太陽光発電システムの導入率	25%	13.7%※
天然ガスの年間利用量	13,000 万m ³	11,002 万m ³

※ 平成28年2月に実施した『太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】』による「導入済み」の回答割合

市民の取り組み5か条

1. こまめな消灯、弱めの冷暖房の設定、クールビズやウォームビズなど身近な部分から省エネ行動を実施しましょう。
2. 市の省エネイベントに進んで参加しましょう。
3. 徒歩や自転車、公共交通機関で出かけ、できるところからマイカー利用を見直しましょう。
4. 家庭の省エネ診断を受診し、電気やガスの効率的な使用に努めましょう。
5. ガーデニングや植樹、緑のカーテンなどで敷地内の緑化に努めましょう。

事業者の取り組み5か条

1. こまめな消灯、弱めの冷暖房の設定、クールビズやウォームビズなど身近な部分から省エネ行動を実施しましょう。
2. 市の省エネイベントに進んで協力しましょう。
3. 環境マネジメントシステム^{※1}（環境G S〈ぐんまスタンダード〉認定制度^{※2}、エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入しましょう。
4. 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施しましょう。
5. 事業所の省エネ診断を受診し、電気やガスの効率的な使用に努めましょう。

※1 事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。

※2 事業者が温室効果ガスを持続的に削減するための「環境マネジメントシステム」を整備し、これを組織的に運用することを支援する群馬県の事業。

コラム：太田市の温室効果ガス排出量削減目標

日本ではパリ協定に基づき、『2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26.0%削減』とする削減目標を「地球温暖化対策計画」において掲げています。

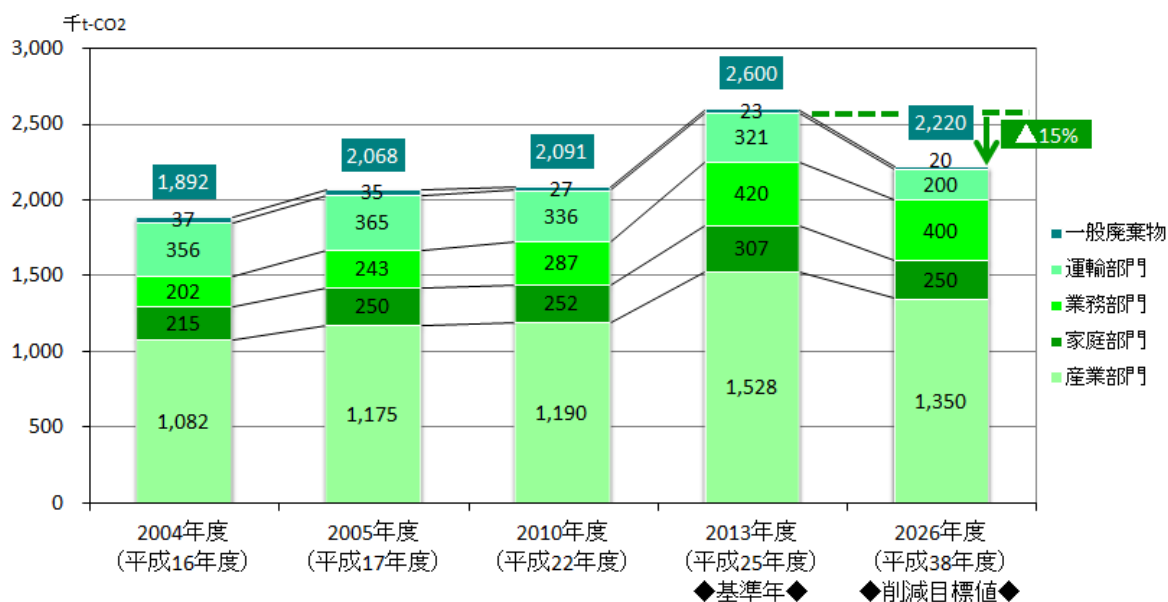
太田市においても国の削減目標と比べて遜色のない削減目標として、以下の削減目標を掲げます。

平成38年度（2026年度）までに平成25年度（2013年度）比で 市内の温室効果ガス総排出量を15%削減する

この削減目標を排出量に換算すると、平成 38 年度（2026 年度）の温室効果ガス総排出量 222 万 t-CO₂、削減量は 38 万 t-CO₂ となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務部門、運輸部門を中心に更なる省エネ行動の促進に向けた追加対策を実施します。

●太田市の温室効果ガス排出量削減目標



※将来の電力使用に係る排出係数は、2013 年度の東京電力の排出係数 0.531 kg-CO₂/kWh を用いています。

市の取り組み

取り組み方針

省エネルギー化の促進

(1) 家庭の省エネルギー化の促進

市民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進などの取り組みを推進していきます。

さらに、省エネタイプの機器導入に向けた支援を図ります。

(2) 事業所の省エネルギー化の促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施の周知と普及などの取り組みを推進していきます。

(3) 公共施設の省エネルギー化の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

取り組み		担当部署
1	COOL CHOICE運動への参加呼びかけなど、家庭・事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、適切な情報提供や助成を実施します。	環境政策課
2	家庭における高効率機器や低公害車の設置・購入を促進します	環境政策課
3	群馬県温暖化防止活動推進員による省エネ出前講座や省エネ診断等を活用し、家庭・事業所におけるエネルギー使用状況の把握や、エネルギー使用量の削減を促進します。	環境政策課
4	省エネルギー対策に関する情報提供を行い、事業者の省エネルギー活動を促進します。	環境政策課
5	省エネルギー対策に関する情報提供を行い、家庭の省エネルギー活動を促進します。	環境政策課

取り組み		担当部署
6	地球温暖化防止活動補助金制度を活用した家庭におけるHEMS ^{※1} や事業所・店舗におけるBEMS ^{※2} などによる省エネルギー行動の実施効果の見える化を促進します。	環境政策課
7	環境マネジメントシステム（環境G S〈ぐんまスタンダード〉認定制度、エコアクション21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）の導入を促進します。	環境政策課
8	エコドライブの定着に向け、アイドリング・ストップやエコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を実施します。	環境政策課 交通対策課
9	「太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	全課
10	公共施設では、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	全課

※1 Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

※2 Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御によりエネルギー利用を最適化する管理システムのこと。

取り組み方針

再生可能エネルギーの導入

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムや省エネルギー型住宅等に関する情報の発信や啓発を推進します。

取り組み		担当部署
1	太陽光発電など再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境政策課
2	公共施設では、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。	全課

取り組み方針

まちの低炭素化の推進

(1) 省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の促進

戸建住宅や集合住宅の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物・設備とするよう普及・啓発を行い、まちの低炭素化を推進します。また、再生可能エネルギーの有効活用及びエネルギーの面的利用等に向けた取り組みを推進します。

(2) 公共交通、自転車利用の促進

自動車の使用について、環境負荷の少ないハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図るとともに、アイドリング・ストップなどエコドライブへの心がけを啓発するため、キャンペーンやPRを展開します。

また、市民や本市を訪れた人が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

取り組み		担当部署
1	建築物の新築・改築時には、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）などエコ建築物への指導・誘導を図るとともに、低炭素建築物認定制度にもとづき、市街地の低炭素化を促進します。	建築指導課 環境政策課
2	屋上緑化や壁面緑化の促進、みどりのカーテンの普及など、まちの低炭素化に貢献する緑化を促進します。	環境政策課 各施設担当課
3	公共交通の利便性を高め、利用しやすくし、エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進します。	交通対策課 環境政策課
4	歩道等の整備をし、歩行者等の利便性を高めます。	道路整備課
5	アイドリング・ストップなどエコドライブへの心がけを啓発するため、キャンペーンやPRを展開します。	環境政策課

環境 みらい像

循環型社会の実現

～ごみの減量とリサイクルを進めるまち～

施策展開の方向性

有限な資源の持続性を確保するため、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会のあり方を根本から見直し、人の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなど、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築するものです。そのために、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムの実現が重要です。

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、余計なものは買わない、使わない、貰わないこと（発生回避：リフューズ）とごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。

これまでの4Rの推進により、ごみの総排出量及び市民1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にあります。依然として全国平均を大きく上回っていることから、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの推進に主眼を置きながら、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、本市を含む千代田町・大泉町・邑楽町の1市3町によるごみ処理の広域化の推進に向けて、ごみ処理施設の適切な維持管理や設備更新、ごみ処理手数料の適正化や分別排出の徹底による資源化の促進など、千代田町・大泉町・邑楽町と共に新しいごみ処理体制を確立していきます。

環境みらい像の達成目標

項目	目標値 (平成 38 年度)	現状値 (平成 27 年度)
ごみ総排出量	74,261 t	79,664 t
市民1人1日当たりのごみの排出量	951 g	976 g
資源化率	22.7%	19.8%

※目標値は太田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、現状値はごみ処理フローより。

市民の取り組み5か条

1. ごみ出しルールに基づいて、正しく分別して出すことを徹底しましょう。
2. すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わないようにしましょう。
3. 生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみを減量しましょう。
4. 家庭や飲食店では、食品の食べ残しが発生しないようにしましょう。
5. 買い物はマイバッグを持参し、可能な限りレジ袋は受け取らないようにしましょう。

事業者の取り組み5か条

1. 資源化できるごみの分別を徹底し、リサイクルしましょう。
2. マイバッグキャンペーンに協力し、レジ袋の減量化に努めましょう。
3. ばら売りや量り売りを増やしましょう。
4. 飲食店では、食品の食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけましょう。
5. フードバンク事業※に協力しましょう。

※ 食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を、企業や個人から提供を受け、生活困窮者に配布する事業。

コラム：ごみの出し方にひと工夫を！

生ごみを"ひと絞り"！

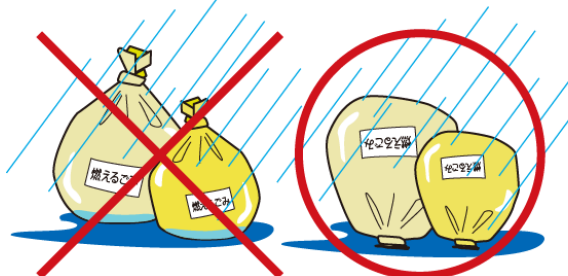
生ごみの80%が水分です。ごみステーションに出す前に、"ひと絞り"するだけで、大幅なごみ減量ができます。



水切りネットや市販のひと絞りグッズを活用してみましょう。

雨の日は、ごみ袋を"さかさま"に！

雨の日には、ごみ袋に雨水が入り込まないように、袋を"さかさま"にして、ごみステーションに出しましょう。



市の取り組み

取り組み方針

4 Rの推進

(1) ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

広報誌やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、排出抑制、再使用、再利用によるごみの減量化・資源化のための情報を継続して提供します。

市民や事業者の独自性を優先した発生抑制の取り組みを推進するために、地域団体と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

(2) 分別排出・収集の徹底

ごみの発生抑制をはじめ、資源化をより一層進めていくために、ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者提供し、分別排出の徹底を図ります。

(3) 資源化推進のための仕組みづくり

分別排出・収集の徹底、不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに、資源物の集積所回収をはじめ、市民団体等による集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源物回収事業に引続き取り組んでいきます。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行っています。

取り組み		担当部署
1	ごみの減量化のため、ごみの発生回避（リフューズ）と発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）を含む4Rを推進します。	清掃事業課
2	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	清掃事業課
3	家庭や飲食店等に対し、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロス※を削減します。	清掃事業課
4	ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動を行います。	清掃事業課

※ 売れ残りや、食べ残しなど本来食べられるのに廃棄されている食品。

	取り組み	担当部署
5	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。	清掃事業課
6	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	清掃事業課
7	ごみ減量と森林資源保護のため、紙パック・古紙等の回収、再生利用を進めるとともに、市民団体への支援を行います。	清掃事業課
8	空かん、空びん、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。	清掃事業課
9	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集の普及啓発活動を行います。	清掃事業課
10	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、再生資源、再生部品の利用に努めます。	全課
11	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定の建設資材について再資源化等の促進に努めます。	工事発注課
12	庁内から排出されるごみのリサイクルと分別収集を進めます。	全課
13	ごみ減量化イベントやリサイクルイベントを市民・市民団体と協働して開催します。	清掃事業課

取り組み方針

適正処理の推進

(1) 広域化によるごみ処理体制の確立

本市を含む千代田町・大泉町・邑楽町の1市3町によるごみ処理の広域化を推進し、ごみ処理施設の集約化に伴う施設建設費・維持管理費の削減、環境負荷の低減、安定的で効率的なごみ処理体制の確立を目指します。

	取り組み	担当部署
1	分別区分の適宜見直しを図ります。	清掃事業課
2	排出者負担の原則、ごみ処理費用負担の公平性から処理手数料（有料指定ごみ袋を含む）の見直しを検討します。	清掃事業課
3	新しい焼却施設の整備を進めます。	清掃事業課

環境 みらい像

自然共生社会の実現

～自然と人が共生するまち～

施策展開の方向性

本市には、シンボルである金山や八王子丘陵をはじめとする多くの緑があります。さらに、古代から生活を支えてきた新田湧水群、歴史的象徴の社寺林や屋敷林、市街地周辺の田園、利根川や渡良瀬川、石田川などの多様な環境要素が存在するため、多種多様な動植物が生息・生育し、生物多様性が豊かな地域となっています。

しかしながら、近年は都市化が進む中で、これらの自然空間が失われつつあり、加えて、外来生物※やイノシシをはじめとする鳥獣被害が深刻な問題となっており、生態系への悪影響のほか、農作物被害や家屋被害も発生しています。

森林や水辺、農地などは、空気浄化や水源涵養^{かんよう}の機能を有するほか、動植物の生息・生育空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

これらの大切な自然を次世代へと引き継いで「自然と人が共生するまち」を実現するために、緑地や水辺の改変、遊休農地や耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取り組みを展開します。また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

さらに、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

※ 国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。

環境みらい像の達成目標

項 目	目標値 (平成 38 年度)	現状値 (平成 27 年度)
太田市生きもの図鑑の発行	発行	－
市民 1 人当たりの都市公園面積	13.10 m ²	12.18 m ²
新たな湧水地の発見数	5	－

市民の取り組み5か条

1. 湧水地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加しましょう。
2. 市や地域の緑化活動に進んで協力、参加しましょう。
3. 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加しましょう。
4. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めましょう。
5. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めましょう。

事業者の取り組み5か条

1. 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加しましょう。
2. 市や地域で行う緑化運動に協力しましょう。
3. 地産地消に努めましょう。
4. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めましょう。
5. 敷地内や屋上など周辺の緑化に努めましょう。

コラム：金山へ出かけよう！

アカマツ林が広がる金山では、フクロウ・アオゲラなど百種類もの野鳥や、リスなどの小動物の姿をはじめ、オオムラサキなどの貴重な昆虫、イロハモミジやケヤキ、カタクリやキキョウなど様々な花木と、四季を通じて出会うことができます。



金山ハイキングコース



ナイトハイク
©ぐんまこどもの国

ぐんまこどもの国では、「ナイトハイク」や「森のかくれがづくり」など、金山の豊かな自然に親しみながら『自然の大切さ』『人と自然との関わり』を学べるイベントが盛り沢山。

週末は家族で出かけてみてはいかがでしょうか。

市の取り組み

取り組み方針

生物多様性の保全

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

市内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、生物多様性の保全に向けた指針の策定や施策の実施に努めるほか、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。

さらに、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

(2) 動植物とふれあえる空間の創造

市民が、生物多様性の大切さが実感できるように、自然観察イベント等の取り組みの実施や親水公園や河川等の適切な維持管理の実施など、動植物とふれあえる機会と場を提供していきます。

取り組み		担当部署
1	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内のボランティアやNPO法人等と協働して、動植物の実態把握に努めます。	環境政策課
2	希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、適切な保全策を講じます。	環境政策課
3	平地林を保ちながら自然共生に努めます。	花と緑の課
4	主要な河川、水路や緑道、公園や広場、街路樹、屋敷林や農地などのみどりをつなげ、親水空間の創出や生態系保全のための「水とみどりのネットワーク」の形成を図ります。	環境政策課 花と緑の課
5	「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	環境政策課
6	野生動植物に親しめる場として、八王子丘陵などの自然観察ができる場所の適切な維持管理を実施します。	花と緑の課 農村整備課
7	自然観察イベント等の開催を図ります。	環境政策課
8	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。	環境政策課

取り組み方針

みどり・水辺の保全

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(1) 緑地の保全、創出

本市のみどりのシンボルである金山や八王子丘陵をはじめ、歴史的象徴の社寺林や屋敷林など地域の里山・平地林の保全に向けて、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理の取り組みを進めます。

また、地域住民と協働して在来植生に配慮した雑木林の再生に取り組みます。

(2) 湧水地、水辺の保全、整備

新田地域の湧水地や市内河川などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めます。

市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を継続するとともに、より多くの市民の興味を引きつける活動内容を立案し、水辺の保全活動への参加率を高めていきます。

(3) 公園の整備

公園やビオトープ等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、屋敷林をはじめとする既存のみどりを守るとともに、公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出していくとともに、市民による緑化活動を支援します。

(4) 農地の保全、活用

作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全するため、遊休農地や耕作放棄地の解消に努めます。

また、イノシシをはじめとする鳥獣被害においても、地域住民や猟友会などと協力し、農作物や家屋等の被害防止に努めます。

取り組み		担当部署
1	自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園や広場の整備を進めます。	花と緑の課
2	街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。	花と緑の課
3	金山の赤松保全活動などの森林保全に努めます。	農業政策課

取り組み		担当部署
4	現存する巨樹・巨木等の維持管理を支援し、みどりの保全を図ります。	花と緑の課
5	地域住民と協働して平地林の整備や活用に努めます。	花と緑の課
6	公共施設の整備の際には、積極的に緑化を進めます。	各施設担当課
7	湧水調査を実施し、保全整備を行います。	環境政策課
8	市内のボランティアやNPO法人等と協働して、市民参加による河川や湧水地などの水辺の維持管理の推進やイベント活動を展開し、市民が水辺に親しめる機会を提供します。	環境政策課
9	大規模開発行為又は建築行為に対して、「太田市開発許可制度の手引き」に基づき、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを確保します。	建築指導課
10	みどりや花による緑化活動を行う市民団体等に対し、支援や育成を行います。	花と緑の課
11	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。	農村整備課
12	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等の効率的な活用を図ります。	農業政策課
13	地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や地場産品の学校給食への活用などを推進します。	農業政策課
14	イノシシなどの鳥獣被害対策を、地域住民や猟友会などと協力し、農作物や家屋等の被害防止に努めます。	農業政策課



水道山の赤松

コラム：湧水地をめぐる！

太田市には、国内でも有数の規模をほこる大間々扇状地^{かんよう}に涵養された地下水が湧き出る新田湧水群があります。畑や水田の中、住宅の一角、寺社などから地下水が湧き出しており、平地ではめずらしい一級河川（石田川）の水源となっている湧水地もあります。水温は周年一定しており、現在も貴重な灌漑用水として利用されています。

湧水地をとりまく環境の悪化が懸念されるなか、市民団体や地域のみなさまと協働して湧水地の保全活動を続けています。

地域のオアシスでもある湧水地。お天気の良い日には、湧水地めぐりに出かけてみてはいかがでしょうか。

湧水地は地域のオアシス



環境 みらい像

安全・安心社会の実現

～安心して快適に暮らせるまち～

施策展開の方向性

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取り組みを実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

また、魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、『太田市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への取り組みを実施していきます。

さらに、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていきます。気候変動の影響は様々な分野に及びますが、本市においては健康安全面での対策や浸水被害への対策を推進していきます。

環境みらい像の達成目標

項 目	目標値 (平成 38 年度)	現状値 (平成 27 年度)
大気汚染、河川水質、大気ダイオキシン類、水質ダイオキシン類、放射線の環境基準達成割合	100%	80%
まちなみの美しさに対する市民の満足度	20%	12.8%※
クールシェアスポット数	30 か所	4 か所

※ 平成28年2月に実施した『太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】』による「満足」と「やや満足」を合算した回答割合

市民の取り組み5か条

1. ごみやタバコのポイ捨てはせず、ペットのフンは必ず持ち帰りましょう。
2. 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はせず、適正に処理しましょう。
3. 地域の美化運動に積極的に協力しましょう。
4. エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みましょう。
5. クールシェアスポットを活用しましょう。

事業者の取り組み5か条

1. 法令や条例などに基づく規制・基準を遵守しましょう。
2. 法律に基づき廃棄物を適正に処理しましょう。
3. 地域の美化運動に積極的に協力しましょう。
4. 適切な設備整備やメンテナンスを行いましょう。
5. クールシェアスポットの活用に関心を持ちましょう。

コラム：クールシェアスポットを利用してみよう！

夏の暑い日には、家庭の消費電力の半分以上をエアコンが使っています。

エアコンの使用台数を減らして、家族が一つの部屋に集まったり、公共施設（公民館、図書館、美術館、集会施設、公園等）や商業施設（ショッピングセンター、デパート、飲食店等）、自然の多い場所にでかけたりして、涼しい場所で皆で過ごすことを「クールシェア」といいます。

市では、群馬県と連携して、毎年「クールシェアスポット」を開設しています。

熱中症の予防のためにも、ぜひ利用してみてください。



市内のクールシェアスポット

- ・太田行政センター本陣ホール
- ・ぐんまこどもの国児童会館
- ・太田市立史跡金山城跡ガイダンス施設
- ・太田市金山地域交流センター
- ・イオンモール太田

市の取り組み

取り組み方針

公害防止対策の推進

(1) 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

(2) 監視、測定体制の充実

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

取り組み		担当部署
1	公害の発生を未然に防止するため、工場等の設置に際しては、関係法令を踏まえた事前協議を行います。	環境政策課
2	生活環境を保全するため、工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境政策課
3	大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。	道路整備課
4	生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。	道路整備課 交通対策課
5	近隣の迷惑になる野外焼却行為があった場合には指導します。	環境政策課
6	大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について県と連携を図ります。	建築指導課
7	足尾銅山山元対策の経過監視を継続していきます。	環境政策課
8	有害化学物質等の適正管理に関する規制等について、事業所へ周知します。	環境政策課
9	大気、河川水質、道路交通の騒音・振動、悪臭などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境政策課

	取り組み	担当部署
10	国や県と連携して、ダイオキシン類の測定調査を行い、測定結果を公表します。	環境政策課
11	市内の空間放射線量の測定を定期的に行い、測定結果を公表します。	環境政策課

取り組み方針

快適なまちなみの形成

(1) 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対する市民・事業者のモラルを向上させるとともに、地域との協働によるまちの美化の取り組みとして、「クリーン作戦」等を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

(2) まちなみ景観の向上

良好なまちの景観を形成するため、『太田市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への取り組みを実施し、地域の特色を生かした太田らしい景観づくりを推進します。

	取り組み	担当部署
1	快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみやたばこのポイ捨てや犬のフン害防止等、まちの美化に関する市民の意識の向上を図ります。	環境政策課
2	廃棄物の不法投棄に対する県や警察との協力関係を強化します。	環境政策課
3	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	環境政策課
4	建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、『太田市景観計画』等に基づきながら、景観や環境に配慮するよう指導を行います。	都市計画課 建築指導課
5	地域の特色を活かした良好なまちなみを形成するため、地区計画の活用を検討します。	都市計画課

(1) 豪雨対策の推進

短時間の集中豪雨に対応するため、河川整備とともに雨水の貯留、浸透及び利用の推進や下水の排水能力の強化など市街地内部の水害対策を進めます。

また、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。

(2) 熱中症対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、都市部の高温化が進み、熱中症の発症リスクが高まっていることから、高齢者等市民へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行っていくほか、公共施設をはじめ、事業者へ「まちかどクールスポット」の設置を呼びかけます。

取り組み		担当部署
1	雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。	道路整備課 道路保全課 建築指導課 農村整備課
2	全国各地で頻発する予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、浸水に関する情報や避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。	環境政策課
3	熱中症患者の発生を予防するため、県と連携して市内の公共施設や事業所を「クールシェアスポット」として認定し、休息施設としての利用を促進します。	環境政策課
4	熱中症の発生を抑制するため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高年者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。	環境政策課
5	ジカ熱、デング熱等の動物由来感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。	健康づくり課
6	光化学オキシダント注意報発令時における周知の迅速化を図ります。	環境政策課
7	地表面や屋上の緑化、透水性舗装の拡大など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取り組みを推進します。	環境政策課 各施設担当課

コラム：気候変動適応策とは？

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によれば、「2081年から2100年の世界の平均地上気温は、1986年から2005年の平均よりも最小で0.3℃、最大で4.8℃上昇する」と予測しています。可能な限りの温暖化対策を施した場合でも0.3～1.7℃の気温上昇が予測されており、もはや温暖化による気候変動の影響は避けられない状況です。

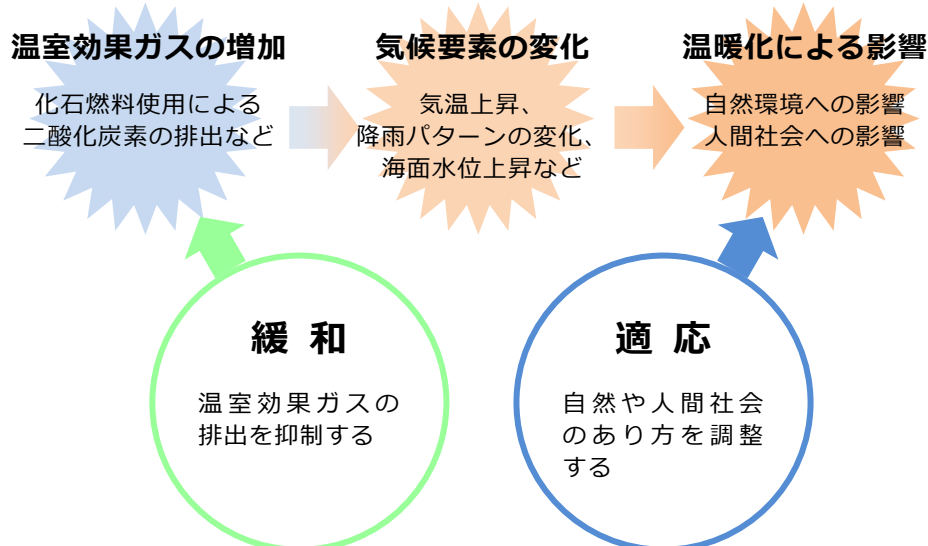
日本における気候変動の影響予測



出典：「STOP THE 温暖化 2008」（環境省）

このように、従来の温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」の取り組みを実施するだけでは、気候変動による影響は避けられないことから、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していく「適応」の取り組みも講じていく必要があります。

■ 緩和策と適応策



出典：「適応への挑戦 2012」（環境省）

気候変動により、農業、林業、水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、健康などの様々な面で多様な影響が生じることが予想されますが、本市では、熱中症やデング熱等の感染症をはじめとする健康被害、都市型水害のリスクが高まると考えられます。

環境 みらい像

環境保全行動の拡大

～みんなで環境保全に取り組むまち～

施策展開の方向性

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取り組みを展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

環境みらい像の達成目標

項目	目標値 (平成 38 年度)	現状値 (平成 27 年度)
地域の環境活動に参加したことがある市民の割合	40%	30% [※] (平成 26 年度)
協働による環境イベントの開催数	6	3

※ 平成28年2月に実施した『太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】』による資源回収活動や地域清掃活動、緑化活動、環境学習講座等に「参加したことがある」回答した割合の平均値

市民の取り組み5か条

1. 環境に優しい生活や行動を心がけましょう。
2. 環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加しましょう。
3. ボランティアなどの協働活動に参加しましょう。
4. 環境に関心を持ち、環境保全活動に関する情報をキャッチしましょう。
5. 自主的に環境学習に取り組みましょう。

事業者の取り組み5か条

1. 環境マネジメントシステム（環境G S〈ぐんまスタンダード〉認定制度、エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入しましょう。
2. 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加・協力しましょう。
3. 施設見学など環境教育・環境学習の機会を提供しましょう。
4. 従業員を対象とした環境研修を実施しましょう。
5. 環境に関する制度等の情報を収集し、事業活動に活用しましょう。

市の取り組み

取り組み方針

環境教育・環境学習の推進

(1) 学校における環境教育の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、なお一層の充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取り組みを推進します。

また、学校がニーズに合ったボランティア団体・NPO・企業・大学等と連携できるよう、住民団体や事業所などが提供する環境教育メニューとのマッチング事業を推進します。

(2) 地域における環境学習機会の充実

地域における環境学習については、幅広い世代を対象とした環境学習の活性化を図ります。また、より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫等の改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上をめざします。

取り組み		担当部署
1	学校 ISO※を推進し、次世代を担う小中学生を対象に、環境問題やエネルギー問題の意識付けを行います。	学校教育課
2	教職員を対象とした環境教育に関する研修を進めます。	学校教育課
3	身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。	学校教育課
4	学校がニーズに合ったボランティア団体・NPO・企業・大学等と連携できるよう、住民団体や事業所などが提供する環境教育メニューとのマッチング事業を推進します。	環境政策課 学校教育課
5	市民・事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。	環境政策課 生涯学習課
6	市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。	環境政策課 生涯学習課
7	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行うよう努めます。	環境政策課 生涯学習課

※ 太田市教育委員会と市内45校（小学校26校、中学校17校、特別支援学校1校、市立太田高校）で ISO14001を認証取得し、環境に配慮した活動を積極的かつ継続的に行う取り組み。

	取り組み	担当部署
8	市民の環境保全意識向上のため、環境学習に関する図書資料の収集に努めます。	学習文化課
9	省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。	環境政策課
10	地域における省エネルギー活動の指導員や推進員を通じて、省エネルギー行動の普及を図ります。	環境政策課

コラム：学校 ISO の取り組み

太田市教育委員会と市内 45 校（小学校 26 校、中学校 17 校、特別支援学校 1 校、市立太田高校）は、平成 14 年度から順次 ISO14001 を認証取得し、平成 18 年度末に全校が ISO14001 の認証取得をしました。平成 24 年度に新設した太田中学校も、平成 26 年度末に認証取得しました。現在、ISO14001 活動として、環境教育を推進し、教職員及び児童生徒が環境問題についてよく理解し、環境に配慮した活動を積極的かつ継続的に行っています。

本活動を通して、児童生徒の保護者や地域住民も含めたすべての人々が環境問題を理解し、環境に配慮できるようにすることも目的としています。

学校 ISO14001 の主な活動（4つの柱）は、以下のとおりです。

1. 日常生活等における環境活動（エコ）
2. 授業における環境教育（教育）
3. 学校の環境設備の管理（設備）
4. 保護者の実態把握と啓発活動（啓発）



【ISO 掲示板・市内各校】



【資源回収】

(1) エコライフ実践に向けた普及、啓発

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

(2) 環境活動情報の共有

「広報おおた」や市ホームページ、町内回覧板などの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行っていきます。

また、市内で活動を行っている市民や環境保全団体等の取り組みを広く周知します。

取り組み		担当部署
1	日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。	環境政策課
2	チェックシート等により省エネルギー行動の意識付け、動機付けを行います。	環境政策課
3	家庭でできる温暖化対策（エコライフ）の普及、啓発を進めます。	環境政策課
4	環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	環境政策課
5	市民・事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。	環境政策課
6	市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	環境政策課

取り組み方針

協働による環境活動の推進

(1) 環境ボランティア、環境リーダーの育成

環境学習講座・緑化講習会の開催を通じ、環境ボランティアの育成を図ります。また、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができるリーダーの育成を進めます。

(2) 環境に配慮した活動への支援

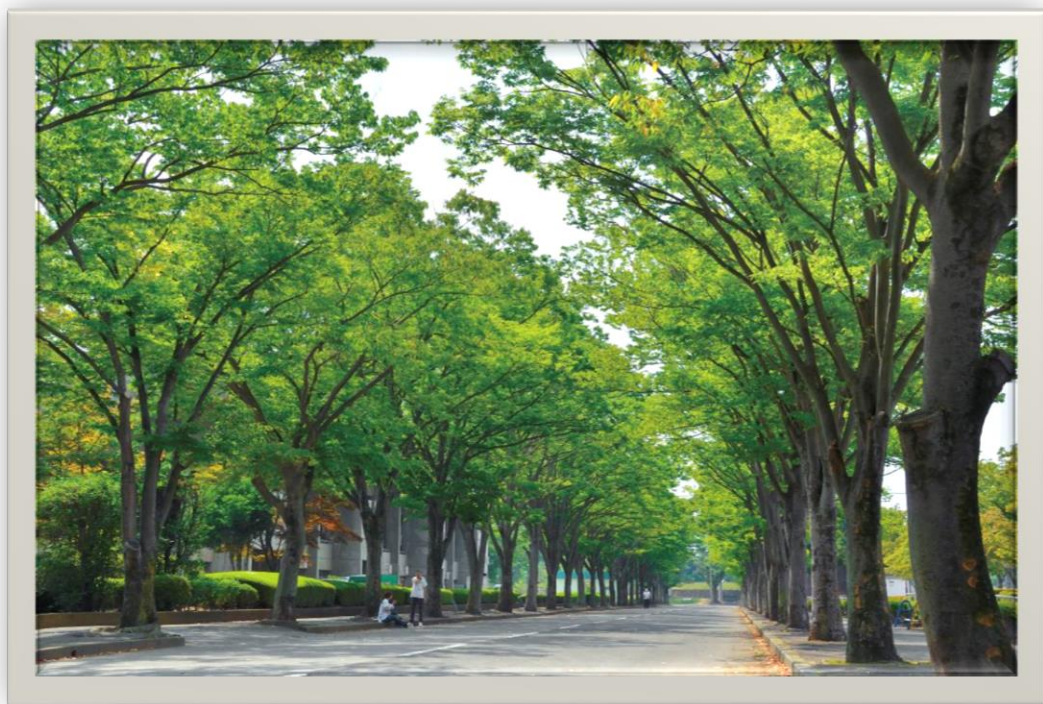
市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。

また、経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業の取り組みを支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。

(3) 協働による環境活動、イベントの充実

市内の環境団体やボランティア、企業等と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

	取り組み	担当部署
1	環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図ります。	環境政策課
2	市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	環境政策課
3	環境保全に貢献している市民団体を支援します。	環境政策課
4	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取り組みを支援します。	環境政策課
5	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境政策課



運動公園のケヤキ並木